

関原発 第498号
2020年12月22日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2020年10月15日付け関原発第349号で申請（2020年11月4日付け関原発第382号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第349号（2020年10月15日）

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第382号（2020年11月 4日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2020年10月15日付け関原発第349号及び

2020年11月 4日付け関原発第382号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 2021年 1月19日 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2020年12月13日 至 2021年 1月19日 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設 の使用の開始の予定時期	2021年 1月19日

(変更後)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 未定 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2020年12月24日 至 未定 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設 の使用の開始の予定時期	未定

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
- 2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に
関する説明書
変更なし

変更理由

2020年11月20日に発生した高浜発電所第4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、今後の工程を見直すこととしたため、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を未定とする。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2020年11月 4日付け関原発第382号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		2021年
	11月	12月	1月
蒸気発生器伝熱管補修工事			▼ 定格熱出力運転
	↔ 使用前事業者検査 (表1)		
	↔ 使用前事業者検査 (表5)	↔ 使用前事業者検査 (表6)	↔ 使用前事業者検査 (表7)
		← 使用前事業者検査 (表9) →	

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		未定
	11月	12月	
蒸気発生器伝熱管補修工事			▼ 定格熱出力運転
	↔ 使用前事業者検査 (表1)		
	↔ 使用前事業者検査 (表5)	↔ 使用前事業者検査 (表6)	↔ 使用前事業者検査 (表7)
		← 使用前事業者検査 (表9) →	